

基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R4年度実績	実施時期	R4年度取組の反省・課題	備考
I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり									
I 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透									
I 1 1 家庭・地域における固定的性別分担役割分担意識の解消									
I	1	1	(1) 家庭内における男女平等意識の醸成を図ります。	市民課	11	男女共同参画セミナー2022の開催	①9月10日 ②11月13日	企業向けセミナーを開催したが、集客に苦慮することとなった。産業振興課と連携してセミナーを開催する必要がある。	
I	1	1	(2) 男女がともに家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します。	高齢福祉課	11	家族介護教室の開催	年6回 前期：6～8月 後期：10月～12月 出前教室：随時	年4回（6・7月、10・12月）実施。出前教室は2教室実施。参加者数は昨年度並みであった。	介護教室（8月、11月開催延期）
I	1	1		健康医療対策課	11	パパとママのためのマタニティセミナーの実施（年6回）	5, 7, 9, 11, 1, 3月	感染症予防のため対象と人数を限定して実施し、時間も短縮したため、多くの方の参加は得られなかった。パパにできることとお願い、として家事育児の協力について伝えた。参加者同士の話で学びあえるとより良かった。	
I 2 職場における固定的性別分担意識の解消									
I	1	2	(1) 事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます	産業振興課	11	関係機関と連携して、固定的性別役割分担意識の解消に向けて事業所への周知・啓発を行う。	実施の都度	新潟県からの広報周知チラシ等、メールでの情報配信を実施した。	
I 2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発									
I 2 1 男女平等意識に基づく指導									
I	2	1	(1) 学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を行います。	学校教育課	13	全ての小中学校に訪問し、教育計画に位置付け、確実に実施するよう指導する。	令和4年6月から12月までの間。	すべての学校で男女平等意識を含む人権教育・同和教育に係る内容の授業参観等を実施するように指導した。	
I 2 2 教育関係者への意識啓発									
I	2	2	(1) 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課	13	①人権教育同和教育研修を実施 ②道徳教育研修を実施 ③各校で人権教育、同和教育、に関する研修を2回以上実施	①10月17、19日 ②6月3日 ③各校で令和4年4月から令和5年3月までの間に2回以上実施	人権教育に係る研修を教員及び保育士対象に実施した。	
I	2	2		子ども若者課	13	佐渡地区保育事業研究会及び新潟県保育士会主催の研修会への参加	通年	コロナ禍の為、1回の参加者数を制限し、同日に同研修会を2回に分けて実施。その他、リモートでの実施により参加者数の確保ができた。	
I 3 あらゆる暴力の根絶									
I 3 1 あらゆる暴力を許さない意識づくり									
I	3	1	(1) DV等を防止するための啓発を推進します	子ども若者課	15	各種研修会においてチラシ等の配布を行う。	通年	コロナ禍の為、DV研修を実施することができず、ポスター掲示をもって啓発に努めた。	
I	3	1	(2) 関係機関との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます	子ども若者課	15	関係機関と連携を図り、適切な相談体制の維持、人材の配置を行う。	通年	相談案件を受け、適切な支援を行うために受理会議を行い方向性を決定する体制を整えた。また、関係機関と連携を図り、適切な支援につなげた。	
I	3	1		社会福祉課	15	総合福祉相談支援センター及び基幹相談支援センターの業務	通年	関係機関と連携しながら、相談機関の周知に努めている。	
I	3	1		市民課	15	①庁内の基幹システムに警告メモを入力し情報を共有する。 ②佐渡市DV被害者支援ネットワーク会議に参加し、連携関係との協力を図る。	①随時入力 ②5月頃	支援措置申出者については、基幹システムに随時入力して庁内での情報共有をし、警察署等の相談機関との連携を行っている。相談内容によっては相談機関の判断が困難なケースがある。今後も対象者保護のため適正事務の徹底を図りたい。	
I 4 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援									
I 4 1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及									
I	4	1	(1) 性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を行います。	学校教育課	17	全ての小中学校に訪問し、教育計画に位置付け、確実に実施するよう指導する。	令和4年6月から12月までの間。	すべての学校に教育計画に位置付け、確実に実施するように指導した。	
I	4	1	(2) 不妊に悩む男女に対する情報提供と支援の充実に努めます。	健康医療対策課	17	特定不妊治療（体外受精、顕微受精）を受けている夫婦に対して、治療費、通院費、宿泊費の一部を助成する。	随時	晴と冬の2回、市内治療実施医療機関に制度の概要を説明し、資料を窓口へおいて対象となる方へ案内していただくよう依頼した。また、市HPに不妊不育治療費助成のページを作成し申請書を掲載、周知を図った。	
I 4 2 生涯を通じた健康の保持・増進の推進									
I	4	2	(1) 生涯を通じた男女の健康増進を促進します。	社会教育課	17	ニューススポーツフェスティバル	9/25・2/23（2/23は予定）	親子を対象に「親子ニュースフェスティバル」として実施。親子でニュースを体験し、身体を動かす楽しさ・大切さを感じてもらうことができた。次年度も、身体を動かすことが発達育、健康増進につながることをPRし、活動を実施する。	
I	4	2	(2) 各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します	健康医療対策課	17	【乳がん検診】 対象：40歳以上の女性（2年に1回） ※41歳の方に無料クーポン券を発行 【特定健康診査】 40～74歳の国保加入者を対象にメタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させる目的で集団健診・人間ドックを実施	集団検診は市内10地区で実施 乳がん検診：6月以降 特定健康診査：5月～12月	・健診を受けやすい環境づくり ・健診PRの効果的な実施方法 ・スムーズな健診につながるよう問診従事者の増員 ・受診率向上のために、特定健診未受診者再勧奨通知の実施	

基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R4年度実績	実施時期	R4年度取組の反省・課題	備考
II	男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり								
II	1	働く場における男女共同参画の推進							
II	1	1	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保						
II	1	1	(1) 男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます	総務課	21	毎年度の女性活躍推進法に基づく行動計画の実施状況の公表にあわせて周知に努める。性別に関係ない、公正な採用選考に努める。	7月から	引き続き雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めていく。	
II	1	1	(1) 男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます	産業振興課	21	関係機関と連携して、①雇用管理全般における性別を理由とする差別の禁止、②婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、③母性健康管理措置などについて事業所への周知を行う。	実施の都度	セミナーの参加者確保が課題	
II	1	1	(2) 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	総務課	21	ハラスメント防止研修を実施する。	8月に3回実施 9月改定	管理職を対象としたハラスメント防止研修を実施した。ハラスメントの相談をためらっているケースもあると考えられるため、職員が相談しやすい環境の整備、研修の実施等のさらなる周知・啓発に努める。	
II	1	1	(2) 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	産業振興課	21	関係機関と連携して、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とするハラスメントの防止対策について事業所への啓発を行う。	実施の都度	新潟県からの広報周知チラシ等、メールでの情報配信を実施した。	
II	1	1	(3) ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	市民課	21	市HPIによる周知、島内事業所への周知活動	随時	企業向けの情報発信と組み合わせる周知が必要がある。	
II	1	2	個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援						
II	1	2	(1) 働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます	産業振興課	21	求人関係等の情報を収集し、情報提供に努める。	通年	関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。	
II	1	2	(2) 性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が旨げせるように支援します	産業振興課	21	窓口で相談がきた場合、性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が旨げせるように、関係機関へつなげる。	通年	今後も関係機関と連携して支援していく。	
II	2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進							
II	2	1	仕事と生活の調和に向けた意識啓発						
II	2	1	(1) それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます	総務課	23	仕事と家庭・地域活動を両立しながら働き続けられるよう、事務の平準化による残業の縮減や休暇制度の周知・啓発に努める。また、就業環境整備として時差出勤、交代制勤務を推進するとともに、テレワーク等の新たな就業環境の整備を検討する。	4月から	引き続き仕事と家庭・地域活動を両立しながら働き続けられるよう、事務の平準化による残業の縮減や休暇制度の周知・啓発に努めていく。テレワークについて、新型コロナウイルス感染症等により出勤できない一部職員において実施を試みたが、市役所外への書類の持ち出しに制限があること、機器の台数に限りがあること、家庭での環境整備や経費等の問題があることなどの課題が残った。	
II	2	1	(1) それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます	産業振興課	23	女性の働き方を考えるセミナーを実施し、島内企業就業環境の向上を行う。	7月11日	セミナーの参加者確保が課題	
II	2	1	(2) 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	総務課	23	男性の育児休業の取得率を向上させるため、各種届出の際に対象となる職員へ制度の周知を行う。また、制度の概要について、わかりやすくまとめたものを掲示板等にアップし職員へ啓発を行う。	4月から 10月改正	育児休業制度の概要についてまとめたリーフレットを作成し、職員へ周知を行ったが、男性の育児休業取得率は向上しなかった。引き続き育休等制度の周知・啓発を行うとともに、あらかじめ業務分担を見直せるような体制づくりに努め、男性が育休等取得しやすい環境づくりを行っていく。	
II	2	1	(2) 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	産業振興課	23	女性の働き方を考えるセミナーを実施し、島内企業就業環境の向上を行う。	7月11日	セミナーの参加者確保が課題	
II	2	多様なライフスタイルに対応するための支援							
II	2	2	(1) 放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。	子ども若者課	23	保育園のほかに保護者が子育て相談や就労しやすい環境整備を行う。 ・子育て支援センター ・放課後児童クラブ	通年	さわた子育て支援センターの日曜開設を実施し、子育て親子に交流・相談の場を提供した。放課後児童クラブのオンライン申請を開始し、保護者の負担軽減に繋げた。	
II	2	2	(2) 在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります	高齢福祉課	23	在宅福祉サービス 介護保険サービス	随時	サービスを必要とする方にご利用いただけた。今年度新規の事業もあり、市報や112chでの周知に努めた。周知方法については引き続き検討が必要。制度内容について、次期の介護保険事業計画と併せて、見直し等を行うように検討する。	

基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R4年度実績	実施時期	R4年度取組の反省・課題	備考
II	3	1	男性にとっての男女共同参画						
II	3	1	男性が抱える困難への対応						
II	3	1	(1) 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	社会福祉課	25	総合福祉相談支援センター及び基幹相談支援センターの業務	通年	複雑化している相談内容が増加しており、引き続き職員の高質の向上や経験の蓄積が必要である。	
II	3	1	(1) 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	健康医療対策課	25	特定健康診査や課で主催するイベント等で相談窓口のチラシを配布する。	特定健康診査：5月～7月 健康フェスティバル：10月、11月	健康フェスティバルはイベントでの配布物が多く、相談窓口の資料は配布できなかった。	
II	3	2	男性の家事・育児・介護等への参画の促進						
II	3	2	(1) 男性の働き方を見直すように事業所への意識啓発を行います	産業振興課	25	女性の働き方を考えるセミナーを実施し、島内企業の職場環境の向上を行う。	通年	新潟県からの広報周知チラシ等、メールでの情報配信を実施した。	
II	3	2	(2) 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	健康医療対策課	25	パパとママのためのマタニティセミナーの実施（年6回）	5,7,9,11,1,3月	感染症予防のため対象と人数を限定して実施し、時間も短縮したので、多くの方の参加は得られなかった。パパにできることとお願ひ、として家事育児の協力について伝えた。参加者同士の話で学びあえるとより良かった。	
II	3	2	(2) 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	子ども若者課	25	「がんばるパパさん講座」を開催する。	8月頃	1回（4回コース+フォローアップ）を実施した。各回ごとにテーマを決め、パパ同士がお互いのことを話し合う中から新しい気づきや情報、自分とは違う別の考え方を知り、自分の生活に合ったやり方を見つけ実践してみようという意欲的な場面が多く見られた。保育ルームを設置したことにより、子育て世帯の息抜きの場を提供することができた。	
II	3	2	(2) 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	高齢福祉課	25	家族介護教室の開催	年6回 前期：6～8月 後期：10月～12月 出前教室：随時	年4回（6・7月、10・12月）実施。出前教室は2教室実施。参加者数は昨年度並みであった。	介護教室（8月、11月開催延期）
II	4	1	高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり						
II	4	1	高齢者・障がい者の社会参画支援						
II	4	1	(1) 老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します。	高齢福祉課	27	老人クラブ事業運営費補助 老人クラブ連合会活動促進事業費補助	-	各クラブで感染防止に配慮しつつ、工夫をしながら活動を行っていた。会員の高齢化が課題となっている。	
II	4	1	(2) 障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課	27	あったかフォーラムの開催	12月11日	開催趣旨を達成するための内容と、集客の工夫を要する。	
II	4	2	高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり						
II	4	2	(1) 高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。	社会福祉課	27	①手話奉仕員養成研修 ②精神障害者等生活支援事業	①R4.6～R5.1 ②R4.4～R5.3	②参加しやすい場所づくりや、関係機関と連携した周知等の強化が必要となっている。	
II	4	2	(1) 高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。	高齢福祉課	27	①地域の見守り体制の構築（救急医療キット普及啓発）	①随時	47集落から申込があり、270本配布。救急医療情報キットを通じた地域の見守り活動等へつなげていくために、市政事務嘱託員会議や市報による一層の周知が必要である。	
II	4	2	(2) 介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します	高齢福祉課	27	①在宅福祉サービス ②介護手当支給事業 ③認知症サポーター養成講座の開催 ④介護老人福祉の人材育成・確保事業（医療・介護・福祉の人材育成及び確保事業補助金）	①随時 ②年2回支給（9月・3月） ③随時 ④随時	①サービスが必要とする方にご利用いただけた。制度内容について、次期の介護保険事業計画と併せて、見直し等を行うように検討する。 ②他在宅福祉サービスとあわせて、周知方法等の検討を行う。 ③関係機関等に対し養成講座のPR等を実施。未実施の企業等から依頼があり、講座を開催できた。若年層の受講者が少ないので継続してPR等推進が必要である。 ④より多くの方に利用いただけるように、周知方法等について検討する必要がある。	
II	5	1	生活困窮者への自立支援						
II	5	1	(1) 生活困窮者への総合的な支援を行います。	社会福祉課	29	生活困窮者自立支援事業	通年	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象に社協で令和4年9月末まで実施された生活福祉資金貸付事業における緊急小口資金等の特別貸付に係る相談支援を行ってきた。令和5年1月から特別貸付の償還が開始されたことから、フォローアップとして償還免除や償還猶予の相談支援や家計改善支援を行っていく必要がある。	
II	5	2	ひとり親家庭への支援						
II	5	2	(1) ひとり親家庭への総合的な支援を行います。	子ども若者課	29	ひとり親の就労等の相談及び子どもへの学習支援を行う。	通年	ひとり親家庭の生活を安定させるために、就労等の相談および企業との橋渡しを行った。また、家庭支援も含めた学習支援を実施し、ひとり親及び子ども達の精神的安定を図ることができた。	

基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R4年度実績	実施時期	R4年度取組の反省・課題	備考
II	6	6	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築						
II	6	1	様々な視点に配慮した防災体制構築						
II	6	1	(1) 防災計画や災害対応マニュアル等市の防災対策に女性や要配慮者等の視点を取り入れます。	防災課	31	佐渡市防災会議の開催	3月	新型コロナ及び協議事項がないことから3月に文書通知をもって開催とする予定	令和5年度に佐渡市地域防災計画を修正するため、防災会議を経て策定する
II	6	1	(2) 災害時の避難所運営等、様々な場面において、男女共同参画の視点到配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します。	防災課	31	地域防災リーダースキルアップ研修会	2月	2月19日に開催予定(新型コロナを考慮し100名先着で実施)	
II	7	7	国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進						
II	7	1	国際理解への取組						
II	7	1	(1) 異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します。	学校教育課	33	全ての小中学校に訪問し、確認・指導を実施する。	令和4年6月から12月までの間。	すべての学校に教育計画に位置付け、確実に実施するように指導した。	
II	7	1	(1) 異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します。	社会教育課	33	(両津) 初心者英会話教室 (畑野) キャンティアダンス教室	(両津) 5/2 5/16 6/6 6/20 7/4 7/11 (畑野) 10/12 10/19 10/26 11/2 11/9	受講者層は、小学生から大人まで幅広く、男女の割合も半々程度で、とてもバランスが取れていた。初めて学ぶ・体験する人でも、楽しく学べる・体験できる内容であり、異文化に触れあうよい機会になった。次年度も、幅広い層から受講してもらえるようPRし、活動を実施する。	
II	7	2	在住外国人への支援						
II	7	2	(1) ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います。	健康医療対策課	33	相談依頼があった場合に個別対応を行う	随時	具体的な相談事例はなかった。関係課・団体との連携を通して情報提供・共有しあう体制づくりが必要。	
II	7	2	(2) 医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	健康医療対策課	33	個別に対応	随時	・赤ちゃん訪問、育児相談等ではタブレットの翻訳機能を使って対応した。	
III	1	1	女性の活躍できる社会づくり						
III	1	1	あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進						
III	1	1	各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用						
III	1	1	(1) 市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます	全課	37	市の附属機関・懇談会の委員募集	随時	男女共同参画推進懇談会の女性の登用は進んでいるが、その他の附属機関・懇談会等への女性登用を継続的に呼びかける必要がある。	
III	1	1	(2) 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します	市民課	37	市町村における男女共同参画社会の形成又は、女性に関する施策の推進状況についての調査実施	6月～7月頃	今年度の登用率は25.6% (令和3年度：26.2%)で微減であった。目標値である40.0%の実現に向けて、取り組みを継続していく。	
III	1	1	(3) 市女性職員の育成・係長以上への役職の登用を推進します	総務課	37	市の人事計画に基づき、女性職員のキャリアアップや係長以上への登用率の向上に努める。女性職員の活躍推進に向けた意見交換会の開催等、キャリアアップのための研修の実施や、研修をオンラインで実施するなど、女性職員が参加しやすい仕組み作りを行っている。	4月から	女性の占める割合が行動計画目標に達していないため、引き続き女性職員の係長以上への登用を推進していく。また、女性職員の活躍推進に向けた研修を今後実施し、女性職員のキャリアアップに対する意識向上に努める。	
III	1	2	地域の活動団体における女性参画の促進						
III	1	2	(1) 女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します。	全課	37	女性の参画を促進する団体が事業を開催する際に協力を行う。	実施なし	島内におけるイベント自体が開催されなかった。	
III	2	2	農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進						
III	2	1	農業における女性の経営参画の促進						
III	2	1	(1) 家族経営協定の締結を促進します	農業政策課	39	家族経営協定の締結について、窓口での相談や認定農業者協議会を通じて、広く周知・啓発を図る。	適宜	窓口で相談があった際に制度説明を行っているが説明会等において周知することが出来なかった。関係機関と連携して周知の徹底を図っていきたい。	
III	2	1	(1) 家族経営協定の締結を促進します	農業委員会事務局	39	農業委員会の女性委員登用目標を2名から8名に増員する。	2月に関係機関に女性候補の推薦を依頼する。	農業委員の選任は、認定農業者が過半数を超えることが条件となっており、目標の女性委員8名の選任を目指し関係機関と連携する。	
III	2	1	(2) 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農業政策課	39	国、県等から情報提供等があった場合、必要に応じて周知を図る。	適宜	必要に応じて市HPを活用するなど、適宜周知の徹底を図ることとする。	
III	2	2	商工業等自営業における女性の経営参画の促進						
III	2	2	(1) 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	産業振興課	38	女性の働き方を考えるセミナーを実施し、島内企業の職場環境の向上を行う。	7月11日	セミナーの参加者確保が課題	
III	2	2	(2) 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	産業振興課	38	研修、資格取得にかかる経費の補助を行う。	補助制度は通年受付 セミナー実施日：5月24日、6月28日、29日、8月2日、3日、8月30日、9月20日、21日、2月13日	セミナーの参加者確保が課題	